

5) 評価

(1) 回避又は低減に係る評価

計画路線は、路線選定段階で地下水に影響を与える可能性がある切土及びトンネル区間を抑制し、事業全体として影響低減に努めることによる変化量を極力抑えた計画としており、地下水への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っている。また、切土及びトンネル区間では、環境保全措置として「通水工対策の実施」及び「工事に伴う変更区域をできる限り小さくする」を実施し、環境負荷の回避・低減を図っている。なお、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら、必要に応じて環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。

なお、都市計画対象道路事業実施区域周辺の個別の井戸等については、工事着手以前に井戸分布等の詳細な調査を、工事中及び工事終了段階で影響の有無の確認を行う。各段階において影響が認められる場合は、必要に応じて適切な対策を講じる。また、トンネル部及び切土箇所の掘削工事による地下水の低下等の影響が懸念される箇所において、設計段階で構造物設置位置でのボーリング調査を実施するなど、詳細なデータ収集を行い、それを利用した検討を行うことで、確実に対策を実施する。このことから、環境影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されるものと評価する。